

## 「本庁組織の改正（素案）」に対する県民意見等の概要について

	ページ
1 県民意見の概要	1
2 県議会における主な議論	3
3 職員意見の概要	5
4 寄せられた県民・県議会・職員の意見等への考え方（案）	11

## 「本庁組織の改正（素案）」に対する県民意見の概要

- 意見募集期間：平成 25 年 9 月 3 日（火）～10 月 2 日（水）
- 提出された意見：17 件

（1 件につき複数の意見を提出している場合もあるため、各項目の合計とは一致しない。）

### 組織再編全般（2 件）

- ・何処でどの業務がされているのか、今年があっち、去年はこっちなどということは、住民にとって分かりにくいので、組織改正は、必要最小限の視点でお願いしたい。
- ・6 年経過し社会情勢の変化に対応とありますが、県民側からは組織名称が変わり必要性より不便が心配です。5～6 年のスパンは短いと思いますが前回の組織改正は問題だったのですか？

### 県民生活部門について（11 件）

- ・生活文化部を新設することは、県民生活に関連する業務を一体的に推進する上で有効であると考え、賛同します。消費生活室は、消費施策の企画・調整だけでなく、消費者相談の対応、市町村消費者行政との連携と支援など、安心して暮らせる地域づくりの重要な機能を果たしており、「室」ではなく、「課」への引き上げを要望します。
- ・なぜ新しい部を作るのかわかりにくい。交通安全や子育て、大学と一緒にある必要はないのではないかと。今のままでも「子ども・若者担当部長」を副知事のように置いたりすればよいのではないかと。
- ・文化の振興をしっかりとできる体制にしてください。
- ・長野県の誇る健康長寿を更に推進するためにも、文化芸術や公民館活動にしっかりと取り組んでください。
- ・子ども関係業務を取りまとめる案となっており、児童福祉、保育、ひとり親支援が記載されている。妊娠治療関係や母子保健の業務の扱いはどうなるのか。出来る限り、子ども関係を取りまとめるのであれば、新しい部局に移してはどうか。
- ・子ども・若者担当をおいて一体的に支援する体制はわかりやすいと感じましたが、気になる点がありますので、ご検討ください。①病気や障害のある子の支援は保健所で相談にのって頂いたり、いろいろな制度がありますが、成人してからの支援にも結びつきやすく頼りになります。こうした病気などに関わることは今まで通りがいいと思います。②子ども・若者担当部門においては、育児から教育にまで精通した人材が必要になると思います。今いる職員の人数の中でやりくりするとせつかくの変化がうまく生きないと思います。人材を十分に増やしてください。
- ・県民生活部門では、「子ども・若者施策を一体的に推進する」ということで、母子保健の部分が、健康福祉部から生活文化部に移行するというのでしょうか。子どもの健康や生活を守るためには、一体的に推進することは必要だとは思いますが、基本的には妊娠時期からの母子保健対策が基本になります。妊産婦への相談対応・指導や健康診断、予防接種、家族指導など総合的な健康・保健に取り組むためには、健康福祉部に残して置いた方がいいと思います。
- ・子どもの健やかな成長を検討する部門が、健康福祉部から生活文化部に移行することについて
  - ①信州保健医療総合計画に位置付けられているすこやか親子21を推進していくためには、母子保健はぜひ健康福祉部できちんと体系づけて推進していただきたい。
  - ②生活文化は医療とはかけ離れてしまい、あくまで保健として、健康の出発点として健康福祉部で予防の視点でとりにくんでいただきたい。
  - ③市町村へ保健医療サービスの提供を積極的に働きかけるために、医師が部長等の健康福祉部に位置付けていただきたい。

④「子ども・若者担当部長」は部局横断的・時限的に課題を担当する職となっているが、人生の出発点である子どもを産み育てる周産期医療・母子保健の充実がおろそかにならないようにするためにも、健康福祉部に位置付けることが望ましいと考える。

・「母子保健」が生活文化部に含まれることには異議があります。県は母子保健に関する事業の多くを市町村へ移行させていますが、医療圏にも県内ではかなりの偏在・格差があるなかで、市町村任せでは全ての県民によりよいサービスは行き渡りません。また、子どもの幸福は家族や学校、社会と切り離してなしえることではないため、多方面から支援できるシステムを構築する必要があります。また、様々な疾患を予防するという観点からも、医療との関わりを切り離さずに編成していただきたいと願います。

・平成25年2月に策定された「信州保健医療総合計画」第4編健康づくり第8節すこやか親子21には『母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり・・・』と記載されています。当市でもまったく同様の理念で母子保健を人生の基盤を築く支援として大切にしてきました。母子保健法は母性・乳児・幼児の健康保持増進を図るために保健・医療などを講じるべき定めがあります。医師が部長である、健康福祉部局から、県民生活部門に配置となることに疑問を持っています。法に基づく業務は、市町村では、県から専門的見地からのアドバイスを頂く場面がたくさんあります。「母子保健」は健康福祉部局内に配置すべきだと思います。当市も子ども課の一元化をいたしました。母子保健は健康部門に残しました。それは市民の皆様の健康生活向上のためでありました。

・子ども・若者担当部長を置くことは、評価できるが、子ども・若者担当部局は、他の業務と一緒にではなく、知事の公約通り独立した部局とすべき。また、生活文化部では、どのような業務を担当するか分かりにくい。「子ども」や「若者」といった言葉を名称入れるべき。

#### 建設部について（1件）

・建設部にまちづくり支援に関する部門が設けるということで、日頃、まちづくりに積極的に関わっている当会としては、心待ちにしていたところであり、大変喜ばしく思うところです。機構改革に当たり、まちづくりを規制・計画・開発として捉えるのではなく、景観・建物を中心とした地域・都市デザインとして捉え、住民主体によるまちづくりが推進できるように、住民主体で芽生えたまちづくりの芽を摘まないように、また、その中心となる建築士が活動しやすい環境を作っていただくように特段のご配慮をお願いします。

#### 部局横断的課題への対応について（2件）

・部内調整や部局横断事業推進のため、各部に企画調整担当係があると聞いたが、今回の政策監や担当部長を配置することにより何が変わり、また従来の担当係の業務がどう変わるのか。国の担当大臣制とは違うと思いますが、屋上屋を架す組織改革は財政不如意な折あり得ないと思いますが、組織間調整業務はイロハであり興味があります。

・信州マーケティング戦略担当部長について、マーケティングは、観光だけでなく、商工労働部、農政部、林務部、企画部（広報）など横断的に関連する業務だと思われます。経験と有る程度の知識と見識が無いと難しいポジションであり、責任の明確化が必要です。クレーム処理の一元化など、民間だと経営者直組織になるのですが、副知事が直接関与できることが可能であれば一考です。当初は、民間経験者が適任では。将来を考えるならば、職員の民間専門会社や研究所に外向することをご検討下さい。

#### その他（2件）

・県立大学構想の中南信の反発が長野市にいるとわからないかもしれません。東京都出身の阿部知事はなおさらかもしれません。東京都出身の吉村知事時代にも同じような雰囲気になり、深志高校卒の田中知事が登場したのはまだ記憶に新しいところです。副知事が2名いるのですから、東北信担当と中南信担当にわけて中南信担当は松本市に居住するのはどうでしょうか。

・同一の部でも、係が違えば、仕事の中身が全然見えない。せめて大卒でも部内職員のコミュニケーションが積極的に取れるように明るい職場にして下さるよう希望します。また、ルームの出入口に、担当セクションの主な業務と担当名を告知出来るようにして頂けたらありがたいと思います。さらに、来場者に、的確に目的が果たせられるように入出口受付の素早い応対を望みます。

## 県議会における主な議論

### 組織再編全般

- ・社会部と衛生部の統合をはじめとする6年前の組織改正、その後の「室」等の設置をどのように評価し、今回の改正の検討に至っているのか。
- ・「移住」が抜けた観光部に部長級が二人もいるなど、今回の改正案は「行革」と言えるのか。頭でっかちで管理職ばかり増えるということはないか。今回の改正案は、屋上屋の感がぬぐえず、これと逆行しているのではないか。
- ・県民理解を得るための説明責任を果たすべきではないか。
- ・組織は県民にとってわかりやすい名前をつけてもらいたい。

### 県民生活部門について

- ・「生活文化部」の新設が構想されているが、子ども・子育て支援施策のベースには、児童福祉があるはず。児童福祉に関わる業務を、福祉全般を所管している健康福祉部から切り離すメリットはあるのか。「生活文化部」に「こども・若者担当部長」を置くのであれば、子ども・若者施策や少子化を担当する部局を設置する方が県民にわかり易いのではないか。
- ・県立大学については本日まで総務委員会で相当議論してきたところで、4月から組織が変われば、また全く別のメンバーで議論することになってしまうが、一定の方向性が出るまでは総務部に置いておいてはどうか。

### 産業労働部門について

- ・「商工労働部」を「産業労働部」に改め、新たに「産業政策監」を置くこととしているが、どのように産業間の調整を図り、機能強化する考えか。これによって、現在課題とされる部分はどのように改善されるのか。
- ・農業、林業、観光、建設業も産業である。商工労働部だけ「産業労働部」とするのは、かえって県民にとってわかりにくいのではないか。

### 契約事務の所管について

- ・会計局に契約制度を所管する体制の整備が素案に示されているが、これは公契約の適切な履行の検査をも視野に入れたものなのか。

### 部局横断的課題への対応について

- ・「産業政策監」は、斬新な発想と高い専門性や情報収集力、さらには調整能力を兼ね備えた人材に担ってもらうため、経営コンサルタントなど、民間で実績を持つ方を登用したらいかかか。
- ・部長同士の調整のため、さらに部長職である（産業政策監）を置くことは理解しがたい。部長間の調整は副知事の任務ではないのか。
- ・「こども・若者担当部長」は、教育委員会など知事部局以外の部局との関わりが想定されるため、「監」として配置するほうがよいのではないか。
- ・子どもに関するものをまとめて「生活文化部」とするということで、生まれた子どもからずっと見て行くことは非常に大事。その中で、文化と子ども・若者支援を一緒にやるわけで、子どもに関係あるものは非常に範囲が広いが、それらを全部取り組んでいくというのは大丈夫なのか。そこに、担当部長をおいて、連携調整をするということだが、連携調整は公務員のあたりまえの仕事であるが、部長ではだめなのか。
- ・十何万人の幅広い国の組織と数千人の県の組織を考えると、担当部長的な考えは馴染まないと思う。

- ・対外的には担当部長の呼び方も良いような気がするが、県の組織の中では、むしろ「次長」とした方がなじみがある。位置付けがはっきりしているならば「次長」という名称の方がよいのではないかと思う。
- ・担当部長は次長的なものだとすると、担当部長制はこれからも継続していくのか。担当部長と部長はどのように役割分担をするのか。

#### その他

- ・駅位置も決まり、事実上のスタートなった今、リニアの駅や関連事業等を総合的に担当する局等を早急に設けるべき。
- ・「信州 山の日」の制定に当たり、長野県の最大の魅力である「山」を今一度見直し、観光資源の目玉として県内各地の観光振興を図るため、新たに山岳・高原・山林等、山に関係する観光を担当する課を設けて、取組を推し進めるべき。
- ・がんの対策室は是非とも作っていただきたい。

## 「本庁組織の改正（素案）」に対する職員意見の概要

- 意見募集期間：平成 25 年 9 月 3 日（火）～10 月 2 日（水）
- 提出された意見：34 件

（1 件につき複数の意見を提出している場合もあるため、各項目の合計とは一致しない。）

### 組織再編全般（4 件）

- ・「1 組織改正検討の背景」に「前回の組織改正」の言及がありますがその評価をどこかで閲覧できますか。それは今回の組織改正にどのように活かされていますか。
- ・新しい部を新設するのもいいが、部を削減することはしないのか。特に、林務部であり、単独で存在しているのは、岐阜県しかない。林務部を統合しない理由がわからない。統合すべきである。
- ・現地機関の将来のあるべき姿を明確にし、改正後の現地の窓口をどうするか、県民が混乱しないような体制を想定した上で、本庁と現地機関の役割分担の見直しや県民や市町村に分かりやすい組織再編、組織名も考慮した再編となるようにしてほしい。
- ・かつての経営戦略局ように、権限が集中し、屋上屋となり行政事務が遅延して、超過勤務が著しく増大することがないようにすること。さらに組織名称が横文字化など県民に説明するのに苦慮した経験があるため、わかりやすい名称にすること。（ICT など）。

### 企画振興部門について（6 件）

- ・現在、危機管理防災課で所管している豪雪地帯の振興に関わる施策については、災害対応と切り離し、地域振興部門の所管とした方がよい。（多くが過疎地域である豪雪市町村には、地域振興窓口と分かれており不便と思われる。また、災害対策を所管する部門において地域振興事業はなじまない。）
- ・特別豪雪地帯住宅除雪事業は、今年度事業から「人命の安全を守るための防災事業」から「高齢者等の冬期の生活を保障するための事業」として新たに位置づけられたことから、本事業は地域振興に関する業務ではなく、地域福祉に関する業務（健康福祉部）ではないか。
- ・県内にはいまだに多くの市町村が存在し、財政力も差があり、考え方も違いがある。そのため、地域振興においては、県が目指しているものやそのため手法と市町村の考え方が必ずしも一致するものではないことから、それぞれの市町村の考えを尊重し市町村の立場で市町村とともに考え支援していくセクションとして、引き続き市町村課の中に振興担当係を残すべきと考えます。
- ・市町村税制については、地方税制として結びつきの強い県税部門にまとめた方が効率的。国は、県税、市町村税ともに総務省自治税務局が所管しているため、県においても同一の部又は課で所管した方が事務をしやすい。また、市町村との関係においては、税務課にまとめると税務課現地機関を通じて助言しやすくなり、市町村支援機能を強化できる。更に、地方税制研究会や地方税共同化も、県税と市町村税制を一本化した組織で所管する方が地方税全体を見通した議論をしやすくなると思う。
- ・U・Iターンは、県外居住者であること以外他の求人者と変わりはなく、業務を分離すると雇用対策としての一環性が失われるのではないか。また、地方事務所地域政策課に移管した場合、市町村担当部局の混乱を招く恐れがある。
- ・企画振興部の名称について、「企画を振興する」は意味不明です。さまざまな名称に安易に「振興」をつけすぎ。これまでどおり「企画部」でよいと思います。

## 県民生活部門について (18 件)

- 生活保護・低所得者福祉対策、母子・寡婦(ひとり親家庭)福祉、女性保護事業、障害福祉、母子保健、精神保健、医療等の分野との協働体制のこれまで以上の強化が必要なのに、これらの関係分野を『社会福祉』と『地域保健』という観点で統合し所管してきた健康福祉部から、児童福祉を生活文化部に分離するのは、もっての外と考えます。児童相談所業務が位置づけられている児童福祉の扱いについて、再検討を希望します。
- 児童相談所が保健福祉部から生活文化部に移管になると児童福祉と関係が深い生活保護、障害者福祉との連携が取りにくくなる。児童福祉は子どもだけでなく家族全体の福祉的支援が必要。児童福祉は福祉部門の一部であり、「ゆりかごから墓場まで」という言葉のように同一部局で一貫した取り組みが必要である。(健康福祉部に残すべきである。)
- 子ども部門の集約について、一体的な施策推進は望ましいが、現状何か問題で、組織改正により具体的に何か解決するのか、県民、市町村が身近に必要性を感じるような組織改正による具体的な「しあわせ信州」を説明すべき。
- 障害のある子どもに対する施策も含め、子供に関するあらゆる施策を同部に統合すべきである。発達障害等は相当程度の発生割合があり、当該障害等を持つ子どもの存在は特殊なことではなく、一般的なことであることを前提とした施策、事務分掌を行わないと、敢えて一つの部に集める意味はない。窓口が増えて散らばっただけの、複雑な組織になった印象を受けてしまう。
- 県民の健康長寿を考える時、保健予防活動の基本は母子保健です。ライフサイクルに沿った切れ目のない保健サービスを提供するには健康福祉部に位置付けるべきです。例えば、生活習慣病予防を考える時、大人を対象とした健康教育より、子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけることの方が効果的です。また、子どもは単独で存在するわけではなく、両親や家族、近隣の大人との関係性の中で育つものであることから、母と子を一体的にとらえる施策が重要です。
- 地域保健活動の基本は母子保健にあると考えます。予防活動を進めるに当たり、健康的な生活習慣を子ども頃から身につけることが重要です。現在、県民の健康や医療を担当する部署は健康福祉部の健康長寿課とこども家庭課が主に担当しています。人のライフサイクルに沿って途切れることのない保健サービスを提供するには、同じ部において一体的に対策を進めて行くことが必要です。また、子どもは親や周囲の大人との関係性の中で育つことを考えれば、子どもだけをまとめれば良い対策ができるというものではないと思います。母子保健に関する事業を行っていくにあたり、保健師だけでは困難なことが沢山あります。関係機関との連携を図るため、より専門的な医師の意見は不可欠です。平成 16 年度に母子保健が青少年家庭課に移った際、先天性代謝異常や新生児聴覚のこと、性感染症に関することなど医学的知識が必要な業務をすべて保健師だけで担うことは非常に困難なことだと感じました。周りに母子保健を理解し協力してくれる人はいなくなります。十分な力が発揮できず、予算はなくなり母子保健は消滅する恐れがあります。健康福祉部門に配置すべきだと思います。
- 素案には、こども家庭課の母子保健係の配置について記載がありませんが、今までの経過の中で、母子保健係は保健予防課から青少年家庭課へ、また健康づくり支援課へ戻り、こども家庭課へと転々としており、どの部、課に配置になるか心配しています。「子ども」というくりだけから見れば生活文化部ということになるかもしれませんが、母子保健事業の内容を考えた場合、以下の理由から、健康福祉部健康長寿課への配置が適切ではないかと考えます。
  - ①ハイリスク母子の早期発見・支援、長期療養児支援など、母子保健事業は医学的判断やそれに伴う技術的な支援、福祉的な対応を必要とすることが多い。また地域の医療機関や福祉などのとの連携も不可欠であること
  - ②信州保健医療総合計画健康づくり編の「すこやか親子21」に掲げてある目標は各時期(年齢)における健康の保持増進を目的としており、他の健康増進との関連が深いため、健康福祉の専門性を持った部署が担当し、地域関係機関と共にライフステージ全体の健康増進について取り組む必要があること  
母子保健は、市町村に事業が移行している部分も大きいですが、人生のスタート地点として重要であり、県レベルでの保健水準の向上を目指して取り組むべきであると思います。

- ・母子保健業務は、健康福祉部にこのまま配置いただくことが望ましいと考えます。母子保健は医学的判断が必要であり、健康長寿の基となる母子保健水準を維持向上していくことが求められます。市町村の母子保健対策や医療機関等との連携において、責任をもった施策を展開するために、医師が所属している健康福祉部に配置をお願いします。
- ・母子保健は、人生の健康づくりの基本にあるものだと考えます。また、子どもの健康は周囲の大人と切り離して考えることは難しく、その周囲の大人に保健や福祉のアプローチが必要な場合が多いと思います。そのため、母子保健を担当する部署を、現行どおり「健康福祉部」に置くことを望みます。
- ・信州総合保健医療計画が策定され、第4編健康づくりの内容を分割するような係体制にするのは計画の趣旨に反しているのではないかと。
- ・母子保健は、すこやか親子21にもあるように健康の保持増進に関わる業務が色濃く、健康福祉部門に置くのがよいのではないかと思います。その理由として、母子保健は医学的判断や統計分析に基づく技術的行政であります。保健所を中核とし、地域関係機関と連携して母子保健水準の維持向上を図る必要があると思います。また、健康福祉の専門性を持った部署が担当することにより、市町村や医療機関等関係機関や利用者である県民に対して、責任を持った施策が展開できると思います。
- ・新設の生活文化部に人権・男女共同参画が位置付けられています。男女共同参画はいいと思いますが、長引く不況や少子高齢化が進む中での人権行政は、生活保護や高齢者・障害者施策など福祉部門との連携がますます重要になってきますので、男女共同参画と切り離して健康福祉部に移管すべきだと思います。
- ・県内の「ソーシャルキャピタル(健康ボランティアに留まらない本来の意味での)」を総合的に管轄する部署が必要と考える。
- ・生活文化部の担当業務が多すぎる。私学高等教育・県立大学は、総務部が適当。
- ・「生活文化部」は、「県民生活部」とした方がよい。現存の「生活文化課」と紛らわしいし、「県民の生活」に関連した施策を行うという意味で、県民にも分かりやすいと思う。また、「企画振興部」と同じく地方事務所の地域政策課の係名とも連動しており、職員にとっても分かりやすいのではないかと。
- ・「生活文化部」を「暮らし・子育て部」とする。子育て応援が主眼の部であり、そのための改組でありながら、「子育て」の名称がないのは、わかり辛い。生活文化部では、一般的に子育てを所管している部とは認識できない。
- ・「生活文化部」は、まるで学校の部活のような名称です。部内の業務全体を現す名称としてはいかがなものか。「生活県民部」が適当かと思う。
- ・こどもに係わるものが生活文化部の名称ではわかりにくい。

#### 産業労働部門について（1件）

- ・農業に関しては農政部、林業に関しては林務部、観光に関しては観光部があるのに商業や工業に関しての冠をつけた部がないのはバランスがとれていない。産業全体を掌握したいとの趣旨はわかるが、「商工」の名を県の組織からなくすのはよくない。「商工」に関することと「産業」全般に関することを行うのだから「商工・産業部」でよいのではないかと。

#### 総務部について（2件）

- ・「総務部情報公開・私学課」について、「総務部情報公開課」と「教育委員会私学教育監理課」と分離した方がよいと思います。私学の監視指導(例:才教学園の教員未資格者の監視不徹底問題)が専門的に行われるためには、総務部と分離して、教育委員会内に組み込み、監視指導体制の増強を図ることが適当であると思います。



- ・総務部が対外的な業務を担当しないなら、名称は総務部でなく「庶務部」が適当。

#### 健康福祉部について（3件）

- ・一般論としての「健康増進」の他に、生活習慣病対策（発症予防から医療費適正化まで含む）の部署が必要と考える。また、患者の在宅療養のための医療・福祉の連携を支援する部署が必要と考える。
- ・「健康増進」に加え「生活習慣病対策」を包括的に扱う部門の創設。生活習慣病対策については、現状は部内であちこちの部門に事務が分かれている。市町村や関係団体への窓口の明確化、研究機関等と連携など、より一体的な生活習慣病対策で、健康長寿の延伸を目指すために、健康づくり体制の推進のみならず、戦略的な生活習慣病対策を扱う部門により推進することが有効であると考えます。
- ・健康づくりの推進体制を整備するのであれば専門的な課を設置すべきである。（健康長寿課が肥大してしまう）

#### 建設部について（2件）

- ・建設部の「まちづくり支援」は「街並み支援」がわかりやすい。「まちづくり」は住民生活に関わるソフト・ハードすべての意味合いである。
- ・「まちづくり支援の総合窓口」と「地域づくり支援の総合窓口」は県民から見て何が違うのかわかりにくい。

#### 下水道事業の所管について（1件）

- ・下水道事業は現在の状態のまま建設部所管とすべきである。農業集落排水事業・浄化槽事業を含め一元管理しているが後者の事業量は下水道事業に比べればごく僅かな量に過ぎない。実際の業務上も技術的な判断事項が多い中で、事務職が部長を務める環境部よりも、技術職が部長を務める建設部に置いた方がより現実的。また、国の下水道事業が国土交通省にある以上は、県も同様の組織体制とした方が、国との円滑な関係が築ける。

現在の案のとおり、下水道事業を環境部の所管と位置付けるのであれば、少なくとも現地の下水道事務所（今後新たに設置していく事務所も含む）も環境部の組織とすべきである。現状のねじれの状態は危機管理上・人的管理上、決して好ましい状態とは言えない。（有事の際、建設部長の指示と環境部長の指示が異なった場合、現地機関はどう対応すれば良いのか？）今後の現地機関の再編へ向けての検討時には是非ともこの状態を解消願いたい。

#### 契約事務の所管について（4件）

- ・契約関係についての組織一本化は賛成であるが、建設工事関係は現在の技術管理室入札契約班のポジションが現地機関指導、業界との調整等において良いと考える。会計局がベストなのか検討が必要だと思う。
- ・公契約の会計局への一元化は基本的には賛同できるが、入札制度改定や要綱改定などは常に受注者等との意見交換や業界の実情等を踏まえながら適宜行っていくべきものと認識している。業界との接点や入適法に基づく第三者委員会の運営窓口が公共事業所管部局を代表して建設部建設政策課技術管理室にある以上は、入札制度・要綱要領等の検討・制度改定を行う事務を建設部に残すように要望したい。（これらも含めて一括会計局へ移管することには、業界との意思疎通が図りにくくなる、あるいは担当職員の意識等の面から問題が多い。単に技術職を会計局に配属すれば良いという問題ではない。）
- ・今回会計局に契約制度担当部門を一本化する案ですが、更に一歩進めて、会計指導部門、公共調達指導部門、財産管理指導部門の統一及び会計制度の簡素効率化に向けた見直し部門の創設といったことが必要ではないかと思えます。
- ・会計局へ契約制度が移管されるが、会計センターへの影響が不透明。会計センターの将来的な業務範囲を示してほしい。

#### 部局横断的課題への対応について（8件）

- ・部局横断的な取組は必要ではあるとは思いますが、消費者庁や復興庁の失敗例のとおり、限られた人員

の中では効果的な連携は組織をいじったところで難しい面が多いと思います。全般的ではなく、横串をさすターゲットをもっと絞って実例を挙げながら実施するのがよいと思います。そうでないと職員や県民が苦しむこととなるのではないかと危惧します。

- 新規に部局横断対応目的等で部長職が新設されますが「わかりやすく簡素」ではないのではないですか。組織改正は「Scrap and build」が基本で、必要ならば横に張り出すのではなく土台のしっかりした組織とすべきだと思います。それとも、ごく一時的、期間限定職なのでしょうか。
- いたずらに部長職を増やすことが得策とは思えない。特に「ICT推進担当部長」は、「しあわせ信州創造プラン」において、電子自治体や地域情報化の推進が他の施策に比べて重視されているとは思えず、部長の配置は疑問。
- 部局横断課題を担当する新設部長(兼務含む)は、不要または企画振興部長が担当すべき(企画振興部の担当に「重要施策の調整」があるため)。行政の仕事に部局横断の要素があるのは当然で、その横断調整役を各部に設置しても機能はしない。その役目は、企画振興部が行うべき。
- 部局横断的な課題に対応するために、一定の権限をもった担当部長は必要だと考えます。特に農業分野においては、近年、農産物の価格が低迷し、農家は厳しい経営が続いており、関係機関の連携強化は重要なテーマです。信州マーケティング戦略担当部長のご活躍を期待します。
- 農政、商工等の所管業務の連携は不可欠。各課本来の所管業務の位置付けは確認が必要。
- 学生スポーツ・成年者スポーツ・高齢者スポーツ・障害者スポーツ・プロスポーツという観点でそれらを調整する機能がないので、スポーツ振興という観点で総合的に調整する担当部長を設置したらいかがでしょうか。
- 中二階的な役職が増えるとレクの手間が増え、結果として超過勤務の増加につながるため、担当部長の職務権限を明確にすべき。

#### 現地機関の見直しについて（8件）

- 本庁の組織改正について特別に意見はありませんが、地方事務所地域政策課についても、本庁の組織改正と併せて見直しを行うべきと考えます。
- 企画振興部の創設に伴い、地方事務所地域政策課に移住・交流などの業務が移管される。所により多少の差異はあろうが、一定の業務量があり、片手間で片つけられる仕事ではないので、業務移管とあわせ、職員定数の見直しや組織のあり方も検討願いたい。(他に、同趣旨3件)
- 「本庁」組織の改正も重要なのだろうが、最前線で県民と現場とに向き合う現地機関を充実してほしい。ダム施設の管理に携わっているが、少ない予算、数が少なく専門外の職員をあてる人員配置、付置機関であるためによけいな事務作業を強いられる職場環境を、いかにして向上させるか、苦闘と苦慮をしている。組織改正して予算権限を持つ事務所とするか、建設事務所の課にしてほしい。
- こども関連業務が生活文化部で統一されることから、縦系列でも統一を図るため、次世代サポート課の業務を、地域政策課から保健福祉事務所に移管したらどうか。また、放課後児童対策を地域政策課に移管する場合、①こども関連業務が現地機関では分離されてしまうこと、②現在の県民生活系の体制では執行することは困難であることから、県民生活係と保健福祉事務所との連携方策、県民生活係の定数増員などの課題を解決する必要がある。
- 本庁組織が変わっても現地の体制が変わらないと事業が煩雑になったり、これまでにない調整が必要となるのではないかと。

#### その他（５件）

- 県立大学設立準備室については、開設準備の段階から他の県立の大学・大学校とともに独立行政法人化し、県費の負担を軽減するとともに私立大学との摩擦を軽減すべきと考える。
- 今回、ファシリティマネジメントに関する組織の見直しがあるものと期待していたが、現状のままであった。今後県有施設の維持管理費がどのくらいかかるのか、まったく危機感がないように思う。財産活用課と施設課に加えて行政改革のセクションが一体となり、人事・予算についても権限を有する財産の管理セクションの構築が急務と考える。
- 共済関係の債務をきちんと履行する対応部署の設立を望みます。
- 体制強化と行政改革は相反するものではないので、人員や専門職は増やすべきである。また、増加する事務量の見直しを示した上で組織再編は行うべきである。
- 私学教育行政部門は、小中校の増加、就学支援制度の導入により行政職員の業務が増加しており、関連する教育委員会との連携強化も必要なため、適正な人員配置が必要。

## 寄せられた県民・県議会・職員の意見等への考え方(案)

	寄せられた意見	考え方(案)
組織再編全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年があっち、去年はこっちなどということは、住民にとって分かりにくいので、組織改正は必要最小限の視点でお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の組織改正は、前回の改正から6年が経過し、社会情勢の変化等に伴う新たな課題が生じ、県民ニーズが多様化する中で、長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)に掲げた施策を着実に推進するため、中長期的視点に立ち、必要な組織の見直しを行うものです。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい部を新設するのもいいが、部を削減することはないのか。特に、林務部を統合しない理由がわからない。</li> <li>・ 今回の改正案は「行革」と言えるのか。屋上屋の感がぬぐえず、これと逆行しているのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の部局体制は、人口規模が類似する他県と比較しても簡素な体制となっていますが、引き続き、課・室数の削減や行政・財政改革方針に沿った定員の適正化に努め、簡素で効果的な組織体制の構築に取り組んでいきます。 なお、林務部については、森林県である本県の特性を考慮し、現状どおり単独部とすることが適当と考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織は県民にとってわかりやすい名前をつけてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民にわかりやすい名称となるよう努めます。</li> </ul>
企画振興部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、危機管理防災課で所管している豪雪地帯の振興に関わる施策については、災害対応と切り離し、地域振興部門の所管とした方がよい。</li> <li>・ 特別豪雪地帯住宅除雪事業は、「高齢者等の冬期の生活を保障するための事業」として新たに位置づけられたことから、地域福祉に関する業務(健康福祉部)ではないか。</li> <li>・ 地域振興は、それぞれの市町村の考えを尊重し市町村の立場で市町村とともに考え支援していくセクションとして、引き続き市町村課の中に振興担当係を残すべき。</li> <li>・ 市町村税制は、地方税制として結びつきの強い県税部門にまとめた方が効率的。</li> <li>・ U・Iターンは、業務を分離すると雇用対策としての一環性が失われるのではないか。また、地方事務所地域政策課に移管した場合、市町村担当部局の混乱を招く恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個性的で魅力にあふれた地域を創造し、元気で自立的な地域づくりを推進するため、市町村振興をはじめ、移住交流業務などの地域振興に関連する業務を可能な限り集約するとともに、住民に最も身近な総合的行政主体である市町村への行財政基盤の強化に向けた支援も同一の部門で推進することが適当と考えます。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画振興部の名称について、「企画を振興する」は意味不明です。これまでどおり「企画部」でよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画・政策を総合調整しつつ、地域振興に関する施策の効果的な展開を図る業務を所管することから、部の名称は「企画振興部」が適当と考えます。</li> </ul>
県民生活部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活文化部を新設することは、県民生活に関連する業務を一体的に推進する上で有効であり、賛同する。</li> <li>・ なぜ新しい部を作るのかわかりにくい。交通安全や子育て、大学と一緒にある必要はないのではないか。今のままでも「子ども・若者担当部長」を副知事のように置いたりすればよいのではないか。</li> <li>・ 県内の「ソーシャルキャピタル」を総合的に管轄する部署が必要。</li> <li>・ 長引く不況や少子高齢化が進む中での人権行政は、生活保護や高齢者・障害者施策など福祉部門との連携がますます重要になってくることから、男女共同参画と切り離して健康福祉部に移管すべき。</li> <li>・ 文化の振興をしっかりとできる体制を構築すべき。</li> <li>・ 「生活文化部」に「こども・若者担当部長」を置くのであれば、子ども・若者施策や少子化を担当する部局を設置する方が県民にわかり易い。</li> <li>・ 障害のある子どもに対する施策も含め、子供に関するあらゆる施策を「生活文化部」に統合すべき。</li> <li>・ 児童相談所が保健福祉部から生活文化部に移管になると児童福祉と関係が深い生活保護、障害者福祉との連携が取りにくくなる。児童福祉は福祉部門の一部であり、「ゆりかごから墓場まで」という言葉のように同一部局で一貫した取り組みが必要で健康福祉部に残すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化や消費生活、国際交流、子ども・若者などの県民生活に関連した業務を一体的に推進する体制を整備するために「県民文化部」を新設することが適当と考えます。 また、子ども・若者施策については、新部設置の趣旨や業務量を勘案して、「県民文化部」の一部とすることが適当と考えます。</li> <li>・ 主に企画立案を担当する本庁組織では、児童福祉も含めた関連施策を集約することにより、少子化対策、子ども・若者支援などに一貫して対応できる体制が整備できると考えます。 ただし、福祉部門や教育部門などとの連携は重要であり、併せて、子ども・若者施策に専任で対応する「担当部長」を設置し、円滑な施策推進を図っていきます。</li> <li>・ 現地機関における業務は、引き続き保健福祉事務所や児童相談所が担当し、現行の体制を維持する方向で検討してまいります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠治療関係や母子保健の業務など、出来る限り子ども関係を取りまとめるのであれば、新しい部に移してはどうか。</li> <li>・ 県民の健康長寿を考える時、保健予防活動の基本は母子保健であり、ライフサイクルに沿った切れ目のない保健サービスを提供するには健康福祉部に位置付けるべき。</li> <li>・ 母子保健に関する事業を行うにあたり、保健師だけでは困難なことが沢山ある。関係機関との連携を図るため、より専門的な医師の意見は不可欠。健康福祉部門に配置すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健は、医療とのつながりが深い業務であることから、引き続き健康福祉部で所管する方向で検討してまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活文化部の担当業務が多すぎる。私学高等教育・県立大学は、総務部が適当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正(素案)では、私学・高等教育振興と県立大学設立準備を県民生活部門所管としていましたが、私学・高等教育に関しては、県民生活に関連する施策を一体的に推進する観点から、県民生活部門で所管し、県立大学設立準備に関しては、これまでの経緯を考慮し、総務部で所管することが適当と考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもに係わるものが生活文化部の名称ではわかりにくい。(具体例:「県民生活部」、「暮らし・子育て部」、「生活県民部」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正(素案)では、県民の「生活」に関する施策を所管する観点から「生活文化部」としていましたが、よりわかりやすい名称として、子どもを包含する「県民」を用いることとし、「県民文化部」が適当と考えます。</li> </ul>
産業労働部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「商工労働部」を「産業労働部」に改め、新たに「産業政策監」を置くこととしているが、どのように産業間の調整を図り、機能強化する考えか。これによって、現在課題とされる部分はどのように改善されるのか。</li> <li>・ 農業、林業、観光、建設業も産業である。商工労働部だけ「産業労働部」とするのは、かえって県民にとってわかりにくいのではないか。</li> <li>・ 産業全体を掌握したいとの趣旨はわかるが、「商工」の名を県の組織からなくすのはよくない。「商工」に関することと「産業」全般に関することを行うのだから「商工・産業部」でよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「産業政策監」が、商工業から農林業、観光業にわたる重要な産業施策について、複数の部長間の調整を行うことで、産業イノベーションの推進など、しあわせ信州創造プランに掲げる貢献と自立の産業構造への転換を迅速に進めることが可能となると考えています。</li> <li>・ 「産業労働部」では、産業施策について関係部局間の調整を行う事務を新たに所管することから、部の名称についても、県民に分かりやすくする観点から変更を行うことが適当と考えます。</li> </ul>

<p>総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総務部情報公開・私学課」について、「総務部情報公開課」と「教育委員会私学教育監理課」と分離した方がよい。私学の監視指導(例:才教学園の教員未資格者の監視不徹底問題)が専門的に行われるためには、総務部と分離して、教育委員会内に組み込み、監視指導体制の増強を図ることが適当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私学教育は『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第 24 条において、地方公共団体の長の職務権限とされており、私立学校の自主性を尊重するという観点から、引き続き知事部局で所管することが適当と考えます。</li> <li>なお、私立学校に関する業務については、県民生活部門への移管を予定しており、私立学校を所管する課の体制の強化を図ってまいります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部が対外的な業務を担当しないなら、名称は総務部でなく「庶務部」が適当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回総務部から企画振興部門、県民生活部門へ一部業務の移管を検討していますが、部の業務内容そのものの変更ではないことから、引き続き現在の名称を用いることが適当と考えます。</li> </ul>
<p>健康福祉部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般論としての「健康増進」の他に、生活習慣病対策(発症予防から医療費適正化まで含む)の部署が必要と考える。また、患者の在宅療養のための医療・福祉の連携を支援する部署が必要と考える。</li> <li>健康づくりの推進体制を整備するのであれば専門的な課を設置すべきである。(健康長寿課が肥大してしまう)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相互に関連の深い福祉・保健・医療の連携を図るために、平成 22 年度に健康福祉部を設置しています。</li> <li>健康福祉部における健康づくり、生活習慣病対策等の課題に対応する課室のあり方については、今後、事務量などを精査する中で、検討してまいります。</li> </ul>
<p>建設部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設部にまちづくり支援に関する部門を設けるのは、大変喜ばしい。機構改革に当たり、まちづくりを規制・計画・開発として捉えるのではなく、景観・建物を中心とした地域・都市デザインとして捉え、住民主体によるまちづくりが推進できるように、また、その中心となる建築士が活動しやすい環境を作っていただきたい。</li> <li>建設部の「まちづくり支援」は「街並み支援」がわかりやすい。「まちづくり」は住民生活に関わるソフト・ハードすべての意味合いである。</li> <li>「まちづくり支援の総合窓口」と「地域づくり支援の総合窓口」は県民から見て何が違うのかわかりにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度から、建設部門における都市計画や景観業務などの街並み整備の推進体制を強化することを検討しています。</li> <li>なお、企画振興部では、市町村振興をはじめ、過疎・辺地対策、移住・交流など主にソフト系の地域振興に関する施策を集約することを考えており、建設部では、主にハード系の街並み整備を所管する予定です。</li> </ul>
<p>下水道事業の所管</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業は農業集落排水事業・浄化槽事業を含め一元管理しているが、現在の状態のまま建設部所管とすべきである。実際の業務上も、事務職が部長を務める環境部よりも、技術職が部長を務める建設部に置いた方がより現実的。現在の案のとおり、下水道事業を環境部の所管と位置付けるのであれば、少なくとも現地の下水道事務所も環境部の組織とすべきであり、今後の現地機関の再編へ向けての検討時には是非ともこの状態を解消願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業は、環境の視点をより重視した生活排水対策を実施していくために、改正(素案)のとおり、引き続き環境部で所管することが適当と考えます。現地機関のあり方については、流域下水道の直営化に併せて検討してまいります。</li> </ul>

<p>契約事務の所管</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約関係についての組織一本化は賛成であるが、建設工事関係は現在の技術管理室入札契約班のポジションが現地機関指導、業界との調整等において良い。</li> <li>・ 更に一步進めて、会計指導部門、公共調達指導部門、財産管理指導部門の統一及び会計制度の簡素効率化に向けた見直し部門の創設が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで予算執行者ごとに運用されていた契約事務を統一的に運用することを検討していますが、建設工事の入札制度に関する業務は、引き続き建設部で所管する方向で検討してまいります。</li> </ul>
<p>部局横断的課題への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「産業政策監」は、斬新な発想と高い専門性や情報収集力、さらには調整能力を兼ね備えた人材に担ってもらうため、経営コンサルタントなど、民間で実績を持つ方を登用したらいかかがか。</li> <li>・ 部局横断的な課題に対応するために、一定の権限をもった担当部長は必要。特に農業分野においては、近年、農産物の価格が低迷し、農家は厳しい経営が続いており、関係機関の連携強化は重要なテーマである。</li> <li>・ 担当部長は次長的なものだとすると、担当部長制はこれからも継続していくのか。担当部長と部長はどのように役割分担をするのか。</li> <li>・ 中二階的な役職が増えると手間が増え、結果として超過勤務の増加につながるため、担当部長の職務権限を明確にすべき。</li> <li>・ いたずらに部長職を増やすことが得策とは思えない。特に「ICT推進担当部長」は、「しあわせ信州創造プラン」において、電子自治体や地域情報化の推進が他の施策に比べて重視されているとは思えず、部長の配置は疑問。</li> <li>・ 学生スポーツ・成年者スポーツ・高齢者スポーツ・障害者スポーツ・プロスポーツという観点でそれらを調整する機能がないので、スポーツ振興という観点で総合的に調整する担当部長を設置したらどうか。</li> <li>・ 対外的には担当部長の呼び方も良いような気がするが、県の組織の中では、むしろ「次長」とした方がなじみがある。位置付けがはっきりしているならば「次長」という名称の方がよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「産業政策監」の任用については、外部人材の活用も重要な視点ですが、関係部長との調整を主眼として設置することから、庁内業務を熟知した人材が望ましいと考えており、産業労働部長による兼務も含め、今後適切な人員配置を検討してまいります。</li> <li>・ 担当部長は、特定課題について部長を補佐し、必要に応じ関係部局間の連携を図りながら、部局横断的な課題や時限的な重要課題に対応するために設置する職です。 施策の方向性をトップと共有しながら、部長から一定の権限を委譲することにより、今まで以上にスピード感を持って課題に対応することが可能になると考えており、簡素で効果的な行政運営につながるものと考えます。</li> <li>・ 担当部長の具体的な配置については、簡素で効果的な組織体制の構築の観点から、今後検討してまいります。</li> <li>・ 部局横断的な重要課題に的確に対応していくための方策として部次長の配置も考えられますが、一定の権限を持つ、所管分野を明確にした「担当部長」を設置し、関係部局間で連携を図りながら対応していくことが適当と考えます。</li> </ul>



<p>現 地 機 関 の 見 直 し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁組織が変わっても現地の体制が変わらないと事業が煩雑になるなど、これまでにない調整が必要となるのではないか。</li> <li>・ こども関連業務が生活文化部で統一されることから、縦系列でも統一を図るため、次世代サポート課の業務を、地域政策課から保健福祉事務所に移管したらどうか。</li> <li>・ 「本庁」組織の改正も重要なのだろうが、最前線で県民と現場とに向き合う現地機関を充実してほしい。</li> <li>・ 地方事務所地域政策課についても、本庁の組織改正と併せて見直しを行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地機関における人員体制や業務の所管については、今後、事務量を精査する中で検討してまいります。</li> <li>・ 現地機関については、本庁の組織改正による体制を見極めて、そのあり方を検討していきたいと考えています。</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費生活室は、消費施策の企画・調整だけでなく、消費者相談の対応、市町村消費者行政との連携と支援など、安心して暮らせる地域づくりの重要な機能を果たしており、「室」ではなく、「課」への引き上げを要望する。</li> <li>・ リニア中央新幹線の駅位置も決まり、事実上のスタートになった今、駅や関連事業等を総合的に担当する局等を早急に設けるべき。</li> <li>・ 「信州 山の日」の制定に当たり、長野県の最大の魅力である「山」を今一度見直し、観光資源の目玉として県内各地の観光振興を図るため、新たに山岳・高原・山林等、山に関係する観光を担当する課を設けて、取組を押し進めるべき。</li> <li>・ がんの対策室を設置していただきたい。</li> <li>・ 今後県有施設の維持管理費がどのくらいかかるのか、まったく危機感がないように思う。財産活用課と施設課に加えて行政改革のセクションが一体となり、人事・予算についても権限を有する財産の管理セクションの構築が急務と考える。</li> <li>・ 体制強化と行政改革は相反するものではないので、人員や専門職は増やすべき。</li> <li>・ 私学教育行政部門は、小中校の増加、就学支援制度の導入により行政職員の業務が増加しており、関連する教育委員会との連携強化も必要なため、適正な人員配置が必要。</li> <li>・ 副知事が 2 名いるのだから、東北信担当と中南信担当にわけて中南信担当は松本市に居住するのはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別課題に対応する課室のあり方や人員体制については、今後、事務量などを精査する中で、検討してまいります。</li> </ul>